

月寒小学校いじめ防止基本方針

1【はじめに】

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行された。その中で、学校においては「いじめ防止基本方針を作ること」「いじめ防止等対策組織を設置すること」の2点が義務付けられた。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「月寒小学校いじめ対策基本方針」を策定している。

また、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号に定めるいじめ重大事態（以下「重大事態」という。）については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)において、文部科学省及び、令和5年4月1日にこども政策の新たな司令塔として創設されるこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査（以下「重大事態調査」という。）における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策をともに講じること、という令和6年3月6日付通知を受け、新たに本校における「いじめ防止基本方針」を以下のように改訂した。

2【基本的コンセプト】

- ◎全教職員で、いじめについての認識の共通理解を図る。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚（子どもの権利条約の理念を踏まえた）を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 未然防止、早期発見、早期対応、重大事件発生時の対応、再発防止を、段階的に取り組める校内組織体制を確立する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。
- 児童の命や安全を守ることを優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

3【「いじめ」とは】

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し、社会性を培っていくことが、学校や家庭に求めら

れているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

「いじめ」の特徴を捉える

<近年のいじめの特徴>

- ・ 今までのイメージでとらえない

陰湿・冷酷・残酷・長期化

- ・ さらにタイプ別に分類

- ① 仲間はずれ、無視、陰口
- ② 嫌がらせ、いたづら
- ③ わざとぶつかる、叩く、蹴る
- ④ 脅す、暴力、金銭の強要
- ⑤ ネット上でのいじめ など

いつ、どこでも、誰にでも起こり得ること

被害と加害が逆転することも

個の特性や大人の対応との関連

<夢をもてない子どもたち>

希薄になりがちな人間関係

人間関係の学習の場がない

- 子どもの遊び場が少ない。
- 対立の経験、心の通い合いの実感がない
- 他人とのかかわりが不器用
- 他者と距離を置き、干渉しない
- ネット世界のバーチャルな人間関係の増加 など

↓

自己肯定感の低い子どもたち

4 【 いじめを未然に防止するために 】

いじめ防止等の対策のための組織（◎）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条）

学校又は学校の設置者の置く調査組織（◎）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条①）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<学校組織として>

◆ 『いじめ防止対策委員会』の設置～月1回の定期開催～

管理職、主幹教諭、教務主任、保健主事、学びの支援コーディネーター、養護教諭、担任（学年主任）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより組織（必要に応じてその他の人材も）

<学級担任として>

- ◆お互いを認め合い、帰属意識のもてる学級経営を目指す。(学級経営案)
- ◆わかる授業、楽しい授業を実践し、学習に対する達成感、成就感をもたせる。
- ◆思いやりや命の大切さを学ぶ道徳の授業や学級指導の場を設ける。
- ◆児童一人一人の変化に気づく鋭敏な目をもつとともに自己の人権意識を高め言動を振り返る。
- ◆いじめの構造やいじめ問題の対応などについて学び、指導の充実を図る。
- ◆見て見ぬふりもいじめであり、先生や友達に知らせることが大切だという風土を育てる。

<学校として>

- ◆児童や保護者対象のネットモラル研修などを実施する。
- ◆全教育活動を通じて、いじめは絶対許さない土壌をつくる。
- ◆いじめに関する研修会や校長講話を実施し、共通理解を深める。
- ◆栗っ子（縦割りによるふれあい）活動を通じた豊かな人間性を育成する。

5 【 いじめを早期発見するために 】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

◆いじめ実態把握について

・引継ぎの重要性

= 人間関係・個の特徴の把握、自殺念慮、自殺企画

・児童の実態把握-学期ごと

= 実態把握シート・独自アンケート活用

・市教委いじめアンケート=11月

= 集計・個別面談

・児童アンケート=6、2月

= 集計・個別面談

- ◆全教職員で、子どもを見守り気付いたことを交流する場を日常的に設ける。
- ◆問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚へ協力を求める意識付けを行う。
- ◆学級懇談や個人懇談以外にも保護者の話を聞く姿勢をもつ。
- ◆「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域との連携を行う。

<早期発見のためのサイン>

いつもとちがう、なんだかおかしい ⇒ サインを見逃さない

【学 校】

- ・持ち物が頻繁になくなる。
- ・役割を押し付けられる。
- ・担任の周りをうろろうする。
- ・一人でぼつんとしている。
- ・教師が話し掛けても反応がない。
- ・失言や失敗を笑われる。
- ・頻繁に保健室へ行く。
- ・表情が乏しい。 など

【家 庭】

- ・腹痛や頭痛を訴え、登校を渋る。
- ・転校したい、学校に行きたくないと言う。
- ・情緒が不安定になる。
- ・物がなくなっても「別に」と言う。
- ・突然成績が下がる。
- ・携帯電話等に嫌がらせメールがある。
- ・熟睡していない。
- ・金品を勝手に持ち出す。 など

6【 いじめを発見した場合＝早期対応 】

被害者児童に対して

- 1) まず、いじめられている現状の解消を第1に考える。
- 2) いじめられている児童（保護者）の訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- 3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

学校全体として

- 1) いじめに関する相談を受けた教員は、一人で抱え込まず管理職に報告する。その後、速やかにいじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有する。
- 2) 教員が気付いた、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を組織的に早期に把握する。その際被害者、加害者という二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- 3) まずはいじめをすぐに止めさせるよう取り組む。
- 4) いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して教育委員会に報告し指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- 5) 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- 6) 保護者・地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切。

学級での指導について

- 1) 場合に応じてスクールカウンセラーなどを活用する。
- 2) いじめることが相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- 3) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 4) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

ネットいじめの対応について

- 1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。学校単独での対応が困難な場合は、市教委と相談しながら対応に当たる。
- 2) 必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 3) 携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

7【 重大事態発生時 】

重大事態の発生



教育委員会への報告

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な障害が生じた疑い
- ②いじめにより児童が相当期間学校欠席を余儀なくされた疑い
- ③児童保護者等から、重大事態に至ったという申立てがあった

- いじめ重大事態発生報告 提出様式1
- 重大事態調査の開始報告 提出様式2
- 調査委員会等の重大事態調査結果とりまとめ 重大事態調査報告書の写し

報告の目的

R5.2.2のいじめ防止対策に関する関係府省連絡会議（第2回）資料2を加工して作成

新たな対応の目的

重大事態への**対応改善の仕組みを強化**し、重大事態の**分析を全国的な対策へつなげる**好循環を構築。

現状と課題

これまで、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、等を作成。重大事態が発生した場合には、設置者等へ指導・助言。



R3重大事態認定：705件（増加傾向）

- 重大事態の適切な処理において、助言に**必要な情報が国に集約されていなかった**。
- 重大事態調査を実施するための、弁護士や心理・福祉の専門家等の確保が困難な場合に、**調査の開始が遅れ、被害児童生徒やその家族に不信感を抱かせるケース**が起きている。
- 各事案ごとに**重大事態調査**が行われ、再発防止策も立てられるが、**政策レベルでの活用には至っていない**。

国への情報集約

- 重大事態認定時に国へ一報
- 重大事態調査着手時に国へ報告 ※再調査も同様
- 重大事態調査終了後、報告書を国へ共有 ※再調査も同様

新たな具体策の方向性

重大事態への第三者性を確保した迅速対応の促進

- I. 進行中の全国の事案の対応状況をモニタリング
⇒必要に応じて首長や教育長との対話の機会も設けながら、重大事態の認定・調査着手の状況や課題を把握。
- II. 関係機関連携や第三者性確保に係る助言強化
⇒文部科学省の体制を強化し、助言を充実、職能団体等とネットワークの下でいじめ調査アドバイザー（こども家庭庁）の第三者性確保に係る助言を実施。

全国約700件の事案分析を政策立案へ活用

- III. いじめ重大化を防ぐ政策検討のEBPMの強化
⇒統計・データ分析の専門性を有するいじめ調査アドバイザーも活用し、こども家庭庁と文科省が共同でいじめの重大化を防ぐために必要な分析を実施。現場で重大化を未然に防止することに資する事例の充実や、より効果的な重大事態調査の実施につながる運用改善策をEBPMの視点で分析。

3

報告をお願いするタイミング

- 以下の3段階でそれぞれ都道府県教育委員会等を通じて文部科学省に報告。
- 文部科学省からこども家庭庁に情報共有を行い、必要な助言や支援を行う。

いじめ重大事態の発生報告

- ・ いじめ防止対策推進法第30条に基づき、地方公共団体が設置する学校は、地方公共団体の長に重大事態の発生を報告した際に文部科学省にも報告
※国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び学校設置会社が設置する学校についても、同法第29条から第32条に基づき、都道府県知事等に報告する際あわせて文部科学省に報告

重大事態調査の開始報告（調査委員会等の開始時）

- ・ 重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告

重大事態調査結果の報告（重大事態調査報告書の提出）

- ・ 重大事態調査が終了し、学校の設置者等に調査結果が報告された際、文部科学省に当該重大事態調査報告書を提出

再調査を行う場合

再調査の開始報告（再調査委員会等の開始時）

再調査結果の報告（再調査報告書の提出）

4

8 【 再発防止に向けて 】

- 1) 事実関係に基づき、状況に応じて適切な方法で関係する保護者に事実に基づいて説明を行い再発防止への協力を要請する。
- 2) いじめた子どもの保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得たうえで、被害家庭への謝罪など、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- 3) いじめが解決したと思われた後も、子どもの様子を把握し、必要な支援を行う。また、定期的に学校と関係する保護者が情報交換を行い、いじめの再発がないか注意深く対応して再発防止に努める。
- 4) PDCAサイクルに則った評価を実施し、マニュアルの見直しなど、その時々状況にあった新しい体制、対応を常に考えていく。

9 【 参考資料 】

【警察への通報・相談にかかわる基本的な考え方】

いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

★ 犯罪行為となるいじめ ★

「ゲームや悪ふざけと称し繰り返し殴ったりけったりする」⇒暴行(刑法第208条)
「感情を抑えきれず刃物等で切りつけがをさせる」⇒傷害(刑法第204条)
「断れば危害を加えると脅かし、性器や胸おしりを触る」⇒強制わいせつ(刑法第176条)
「断れば危害を加えると脅かし、現金等を巻き上げる」⇒恐喝(刑法第249条)
「教科書等の所持品を盗む。現金を盗む」⇒窃盗(刑法235条)
「自転車を故意に破損させる」⇒器物破損等(刑法第261条)
「度胸試しと称して無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる」⇒強要(刑法第223条)
「本人の裸などが写った写真・動画を拡散すると脅す」⇒脅迫(刑法第222条)
「特定の人物を誹謗中傷するため実名で書き込む」⇒名誉棄損、侮辱(刑法第230条、231条)
その他 自殺関与・児童ポルノ提供等・私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)

【資料】

- 1 いじめ防止対策推進法 (H25年法律第71号)
- 2 いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (衆議院文部科学委員会)
- 3 いじめ防止等のための基本的な方針 (H25年10月11日 文部科学大臣決定)
- 4 札幌市いじめ防止等のための基本的な方針 (H27年8月)
- 5 いじめ防止等のための基本的な方針改定「重大事態の調査に関するガイドライン」(H29年3月)

10【 保護者の皆様へ 】(いじめ防止推進法施行にかかわるお願い)

- 1) 保護者は子どもに規範意識を養うように指導し、その他必要な指導をする。
- 2) 保護者は、子どもからのいじめ相談を受けたら、学校へ通報するなどの措置をとる。
- 3) ネット上のいじめに対して、保護者は、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

【月寒小さいじめ対応フローチャート】

